

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年9月28日 22時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 <sup>ほかた</sup> 伯方島北東岸 今治市所在の伊予 <sup>いよ</sup> 北浦港北浦防波堤北灯台から真方位064° 1,050m付近 （概位 北緯34°14.6′ 東経133°06.5′）
事故調査の経過	平成23年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	液体化学薬品ばら積船 さいわい丸、184トン 133875、有限会社さいわい汽船 38.53m (Lr) × 7.50m × 3.20m、鋼 ディーゼル機関、478kW、平成5年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成6年8月11日 免状交付年月日 平成19年3月28日 免状有効期間満了日 平成24年4月22日
死傷者等	なし
損傷	船底に損傷
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、硫酸約300klを積載し、船首約2.40m、船尾約3.20mの喫水で山口県山陽小野田市小野田港に向けて航行中、船長が、椅子に座って単独で船橋当直を行い、伊予北浦港北浦防波堤北灯台から086°（真方位、以下同じ。）3,500m付近で針路を広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ多々羅大橋方向に向ける西北西の針路としたのち、約7ノット（kn）の対地速力で手動操舵によって航行した。船長は、考え事をして本船の位置を確認せずに航行を続けていたところ、左舷船首方向の伯方島北東岸に気付き、急いで右舵を取ったがほぼ同じ針路で航行し、平成23年9月28日22時00分ごろ、伊予北浦港北浦防波堤北灯台から064°1,050m付近において、船底が浅瀬に接触したような衝撃を感じた。 船長は、すぐに機関を停止して浸水の有無を確認したが、船体に異常を認めなかったため、航行に支障がないと判断して航行を再開した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 約2knの南東流
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近に浅瀬があることを知っていた。

	<p>船長は、何度も本事故発生場所付近を航行したことがあり、夜間航行にも慣れていた。</p> <p>本事故発生時には、本事故発生場所付近に航行船はいなかった。</p> <p>レーダーは、1.5海里レンジで作動中であった。</p> <p>本船には、GPSプロッターが装備されていたが、本事故発生時は作動させていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、伯方島北東方沖を西北西進中、船長が、考え事をしており、船位の確認を行わなかったことから、伯方島北東岸の浅瀬に向かって航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故発生場所付近の南東に流れる潮流により圧流され、伯方島北東岸の浅瀬に向かって航行したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、伯方島北東方沖を西北西進中、船長が船位の確認を行わなかったため、伯方島北東岸の浅瀬に向かって航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>	
参考	<p>本船は、本事故後、できるだけ広い海域を航行することとし、夜間に狭いところを航行するときは、休息中の乗組員が昇橋して2人で当直を行うこととした。また、船長はレーダーに加えてGPSプロッターを活用して船位の確認を行うこととした。</p>	